

指定紛争解決機関の苦情処理手続実施状況

(資料1-1)

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

1. 苦情処理手続の実施状況

(単位:件)

(指定紛争解決機関名)	(1) 苦情処理手続件数(当期の状況)						(2) 苦情処理手続の終了事由別の内訳件数(当期の既済事件)								(3) 苦情処理手続(不応諾及び移送を除く。)の所要期間(当期の既済事件)				
	前期の未済件数	当期の受付件数	前年同期比	受付件数計	当期の既済件数	当期の未済件数	不開始	解決	移行	不応諾	不調	移送	その他	計	1月未満	1月以上3月未満	3月以上6月未満	6月以上	計
全国銀行協会	80	1,013	59%	1,093	983	110	0	750	81	0	33	1	118	983	618	211	121	32	982
信託協会	4	11	10%	15	12	3	0	11	1	0	0	0	0	12	3	2	4	3	12
生命保険協会	298	1,575	54%	1,873	1,506	367	0	1,093	339	0	7	0	67	1,506	703	340	338	125	1,506
日本損害保険協会	1,203	3,489	1%	4,692	3,479	1,213	0	2,988	248	0	218	0	25	3,479	829	1,372	607	671	3,479
保険オンブズマン	24	134	▲7%	158	142	16	5	60	31	0	46	0	0	142	68	53	21	0	142
日本少額短期保険協会	3	33	10%	36	26	10	0	12	11	0	0	0	3	26	11	9	5	1	26
証券・金融商品 あっせん相談センター	50	1,014	32%	1,064	950	114	0	784	166	0	0	0	0	950	675	232	37	6	950
日本貸金業協会	1	7	▲22%	8	8	0	0	7	1	0	0	0	0	8	7	1	0	0	8
合計	1,663	7,276	20%	8,939	7,106	1,833	5	5,705	878	0	304	1	213	7,106	2,914	2,220	1,133	838	7,105

(注1) 各指定紛争解決機関からの報告に基づき金融庁で作成。

(注2) 計数は速報値である。

【凡例】

- 不開始・・・手続が開始される前に苦情が解決したため、手続開始に至らなかったもの。
- 解決・・・手続開始後に苦情が解決したもの。
- 移行・・・苦情処理手続を実施したが、最終的に紛争解決手続へ移行したもの。
- 不応諾・・・金融機関が苦情処理手続に応じなかったもの。
- 不調・・・苦情処理手続を実施したが、申立人の納得が得られなかったもの(移行を除く)。
- 移送・・・指定紛争解決機関が、他の指定紛争解決機関の苦情処理手続に付することが適当と認めたもの。